

==== 公布された規則のあらまし ====

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成25年3月31日（現行 平成24年3月31日）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 誓約書の様式中、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の引用条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。